

函館市水産物地方卸売市場運営協議会委員公募実施要領

1 目 的

函館市水産物地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）の委員を委嘱するにあたり，市民意見を市政に反映させるため，委員の一部を市民から公募することにより，市民参加の機会を提供する。

2 定 数

協議会の公募による委員の定数は，2人とする。

3 補欠委員の任期

補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

ただし，前任者の残任期間が1年未満のときは，1回に限り公募によらず再任できるものとする。

4 応募条件

市内に居住する年齢満20歳以上で，水産物の流通に関し，知識，経験，関心等のあるもの。ただし，次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本協議会に委員を推薦している団体（団体一覧別添）に所属する者
- (2) 本市の他の委員会の委員である者
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁こ以上の刑に処せられ，その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し，またはこれに加入した者

5 応募方法

別に定める応募用紙により，郵送または持参により応募する。

応募先 函館市農林水産部管理課

住 所 040-8555 函館市東雲町4番13号

電 話 (0138) 21-3334

6 広 報

公募にあたっては，市広報紙等に応募記事を掲載する。

7 募集期間

公募の日から2週間とする。ただし，郵送の場合は，当日の消印を有効とする。

8 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は，公開抽選により決定する。

また，応募者が定数に達しない場合の欠員については，再度公募する。

9 決定結果の通知

決定後は，速やかに応募者に対し書面で通知する。

附 則

1 この要領は，平成10年2月1日から施行する。

2 この要領は，平成12年4月1日から施行する。

3 この要領は，平成17年4月1日から施行する。